

公益財団法人日本スポーツ協会個人情報の保護に関する教育規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「本会」という。）が、個人情報保護に関する教育・啓発を実施する場合につき、本会個人情報保護方針および個人情報保護規程に基づき、適正に行うこととする。

(対象範囲)

第2条 本規程は、本会の従業者を対象として適用する。

(実施時期)

第3条 教育・啓発は、12ヶ月以内の間隔で定期的に実施する。

第2章 実施体制及び実施方法

(実施体制)

第4条 個人情報保護管理者は教育責任者として、教育・啓発の企画・立案を統括するものとする。
2 教育責任者は、教育担当者を選び、実施体制を編成することができるものとする。

(実施計画)

第5条 教育責任者は、各年度の始めに教育・啓発の年度基本計画書をとりまとめなければならない。
2 教育責任者は、各年度の始めに年度基本計画書の写しを従業者に配布しなければならない。

(実施通知)

第6条 教育責任者は、教育・啓発を実施する2週間以上前に対象となる部門の長、及び同部門の従業者に対して通知しなければならない。ただし、緊急に教育・啓発の必要がある場合はこの限りではない。

(実施)

第7条 教育責任者は、年度基本計画書に基づき、教育・啓発を実施しなければならない。

(実施報告)

第8条 教育責任者は必要に応じて教育実施報告書の作成及び、同報告書に基づく報告会を実施するものとする。

(教育責任者の権限)

第9条 教育責任者は、教育研修の実施にあたって各部門へ資料の提出を求めるものとする。

(外部委託)

第10条 教育・啓発を外部の企業等に委託する場合は、年度基本計画書に予め委託する旨記載するものとする。ただし、緊急に教育・啓発の必要がある場合はこの限りではない。

第3章 雜則

(見直し)

第11条 教育責任者は、適切な個人情報の保護を維持するために、定期的に本規程の改廃をすることができるものとする。

(教育記録の保管)

第12条 教育責任者は、教育研修を実施した際に当該教育記録を記載した「教育管理台帳」を作成し、5年間保管するものとする。

附則1

1 本規程は、平成18年12月21日から施行する。

附則2

1 本規程は、平成20年3月17日から施行する。

附則3

1 本規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。

附則4

1 本規程は、平成30年4月1日から施行する。